

## ウェルサークル介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下、当社という。）が実施する。

株式会社ウェルサークル 岡山県岡山市中区中島70-1

（目的）

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

（養成課程及び修業年限）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下研修という)を実施する。

介護福祉士実務者研修

2 研修は通信課程を主体とし、一部面接授業を含むものとする。

3 修業年限は原則として開講日から修了日までを6ヶ月までとする。但し、保有資格に応じて以下の通りとする。

| 修了した研修等                                        | 受講時間数 |
|------------------------------------------------|-------|
| ① 無資格                                          | 450時間 |
| ② 訪問介護員養成研修（3級課程）                              | 420時間 |
| ③ 介護職員初任者研修<br>訪問介護員養成研修（2級課程）                 | 320時間 |
| ④ 介護職員初任者研修＋喀痰吸引等研修<br>訪問介護員養成研修（2級課程）＋喀痰吸引等研修 | 270時間 |
| ⑤ 訪問介護員養成研修（1級課程）                              | 95時間  |
| ⑥ 訪問介護員養成研修（1級課程）＋喀痰吸引等研修                      | 45時間  |
| ⑦ 介護職員基礎研修                                     | 50時間  |
| ⑧ 喀痰吸引等研修                                      | 400時間 |

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

ウェルサークル 介護福祉士実務者研修

（研修会場）

第5条 講義及び演習会場は、次のとおりとする。

岡山県岡山市中区中島75-1 ウェルサークル研修室

（受講対象者）

第6条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

介護福祉士の資格取得を目指している者で、16歳以上の心身ともに健全である者。

(入学時期)

第7条 入学の時期は随時とする。

(定員)

第8条 受講定員は1学級あたり26名、学級数1クラス、1学年104名とする。

(休業日)

第9条 日・祝・年末年始(12月29日～1月3日)

(受講料)

第10条 受講費用は次のとおりとする。

| 保有資格 |                                              | 受講料                  |
|------|----------------------------------------------|----------------------|
| ①②   | 無資格<br>訪問介護員養成研修(3級課程)                       | 135,000円<br>(教材費・税込) |
| ③    | 介護職員初任者研修<br>訪問介護員養成研修(2級課程)                 | 108,000円<br>(教材費・税込) |
| ④    | 介護職員初任者研修+喀痰吸引等研修<br>訪問介護員養成研修(2級課程)+喀痰吸引等研修 | 94,600円<br>(教材費・税込)  |
| ⑤    | 訪問介護員養成研修(1級課程)                              | 86,400円<br>(教材費・税込)  |
| ⑥    | 訪問介護員養成研修(1級課程)+喀痰吸引等研修                      | 73,000円<br>(教材費・税込)  |
| ⑦    | 介護職員基礎研修                                     | 29,000円<br>(教材費・税込)  |

(受講申込手続き)

第11条 受講申込の手続きは次のとおりとする。

- (1) 指定の申込用紙に必要事項を記載し、必要書類を添付して期日までに提出する。
- (2) 書類選考により受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。
- (3) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(受講申込締切)

第12条 申込締切日は開講日の2週間前とする。ただし、申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合、当社判断により申込を受付けることができることとする。

(受講の決定)

第13条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入または分割納入の確認をもって受講の決定とする。

(受講の手続き)

第14条 受講料は受講決定通知が届いてから原則10日以内に納入しなければならない。

10日以内に納入が確認できない場合は、当社は受講辞退として取り扱うことができる。

2 分割納入を希望する受講予定者は、あらかじめその旨を当者に申し出た上で行うことができる。分割回数は下表の通りとし、納入期日と金額は当社の指定に従うこととする。

保有資格①②…6回支払

| 開講日迄    | 2ヶ月以内   | 3ヶ月以内   | 4ヶ月以内   | 5ヶ月以内   | 6ヶ月以内   |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 25,000円 | 22,000円 | 22,000円 | 22,000円 | 22,000円 | 22,000円 |

保有資格③…5回支払

| 開講日迄    | 2ヶ月以内   | 3ヶ月以内   | 4ヶ月以内   | 5ヶ月以内   |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 24,000円 | 21,000円 | 21,000円 | 21,000円 | 21,000円 |

保有資格④…5回支払

| 開講日迄    | 2ヶ月以内   | 3ヶ月以内   | 4ヶ月以内   | 5ヶ月以内   |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 20,000円 | 20,000円 | 20,000円 | 20,000円 | 14,600円 |

保有資格⑤…4回支払

| 開講日迄    | 2ヶ月以内   | 3ヶ月以内   | 4ヶ月以内   |
|---------|---------|---------|---------|
| 26,400円 | 20,000円 | 20,000円 | 20,000円 |

保有資格⑥…3回支払

| 開講日迄    | 2ヶ月以内   | 3ヶ月以内   |
|---------|---------|---------|
| 24,200円 | 23,000円 | 23,000円 |

保有資格⑦…1回支払

| 開講日迄    |
|---------|
| 29,000円 |

(受講料の返還)

第15条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講辞退の申し出があった場合は、当社規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

| 辞退を申し出した日         | 返還額    |
|-------------------|--------|
| 受講申込締切日まで         | 受講料の全額 |
| 受講申込締切日翌日～開講2日前まで | 受講料の半額 |
| 受講前日以降            | 返還なし   |

(受講生の本人確認)

第16条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

(1) スクリーニング初日に、受講生本人の顔写真、縦40mm×横30mm程度のもの(3ヶ月以内に撮影したもの)を持参する。

(2) スクリーニング初日に、公的な身分証明書(運転免許証等)を持参し、当社職員による確認をする。

(3) 通学日毎に、受講生は出席簿に押印する。

(研修カリキュラム)

第17条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラム及び科目免除項目は別紙①のとおりとする。

(他研修の修了認定)

第18条 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日社援発1028第1号）等の関係法令に基づき、地域の団体等で実施されている研修については、本人からの申出により、同研修実施者から交付された研修修了証を確認し、本課程の教育内容の一部について認定が可能と判断した場合、本課程で履修したものとみなす。

(教職員組織)

第19条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 研修長 1名
- (2) 専任教員 1名以上
- (3) 講師（介護過程Ⅲ） 若干名
- (4) 講師（医療的ケア） 若干名
- (5) 講師（課題添削） 若干名
- (6) 事務職員 1名

(使用教材)

第20条 使用する教材は下記のとおりとする。

介護職員等実務者研修テキスト（中央法規出版）

(通信学習の実施方法)

第21条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

(1) 学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、当社の定める期日までに科目毎にレポートを提出する。

(2) 評価方法

各レポート評価は70点以上を合格とする。70点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。

(3) 個別学習への対応

添削指導は、科目ごとに1回以上行い、採点及び学習に対する指導を記する。個別学習の際の質問に関しては、別紙の質問用紙にて受付し、担当講師が回答する。

(面接授業の実施方法)

第22条 面接授業は次の方法で実施する。

(1) 面接授業は指定された日に当社研修室にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。

(2) 面接授業に出席するためには当社の定める期日までに通信学習を終了していることを条件とする。

(3) 面接授業を安全に行うにあたり、妊娠中の者、感染症に感染している者、又はその疑いがある者

は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。

## 2 評価方法

面接授業の全日程に出席した者に対し、指導教員・事務職員の報告に基づき、その成績を評価する。

### （在籍期限）

第23条 在籍期限は2年以内とする。

### （休学及び復学）

第24条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその他事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて、校長の承認を受けなければならない。

2 休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

3 第1項の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを校長が確認した時に復学することができる。

### （賞罰）

第25条 受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

### （懲戒処分）

第26条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

（1）受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者

（2）学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者

（3）学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者。

（4）面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。

（5）在籍期限を超過した者

（6）その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者

2 前項の事由によって、校長が退学処分を決定したものは、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

### （欠席者の取り扱い）

第27条 遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。

2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回以降の講座にて該当科目の補講を受けることができる。ただし、第21条に定める在籍期限を超過しないこととする。当社はあらかじめ補講候補日程を文書にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講しなければならない。

### （補講について）

第28条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、次期コースにて補講（振替受講）を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる受講料は徴収しない。その他自己都合による振替補講は有料（1時間3,000円）とする。

（修了認定方法）

第29条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。

課程修了は以下を全て満たしている事により、修了証明書を交付する。

- （1）添削課題を期日までに全て提出しており、合格点を満たしている。
- （2）面接授業（介護過程Ⅲ）を全て受講し、演習レポート及び実技の習得状況、受講態度を総合的に評価し、判断する。評価基準は70%以上の評価をうけていること。
- （3）添削問題の正解率が70点以上を満たしていること。
- （4）医療的ケアの演習において、下記の回数及び最終回で手順通りにできていること、及び評価表について、講師の評価結果が「評価項目について手順通りに実施できている」と評価を受けていること。

（修了証明書等の交付）

第30条 修了を認定された者（第29条による）は、当社において修了証明書を交付する。

（修了証明書の再交付）

第31条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし再交付手数料として1,000円を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当社に来社するものとする。

（個人情報の保護）

第32条 当社が知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は当社の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

（その他研修に係る留意事項）

第33条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

（施行細則）

第34条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

（附則）

第35条 この学則は、平成29年7月1日より施行する。

- 2 この規程の一部を改訂し、平成30年2月1日から施行する。
- 3 この規程の一部を改訂し、令和2年10月1日から施行する。